

# 室蘭市

## 町内会・自治会活性化基本方針

令和5年3月



室 蘭 市

# 目 次

1. 策定の趣旨	1
2. 町内会・自治会の現状と課題	2
3. 町内会・自治会のめざす姿	4
4. 基本方針と取組みの方向性	5
5. 重点項目	6
6. 具体的な取組み	7
7. 取組みの推進	12
8. 資料	13

# 1 策定の趣旨

---

町内会・自治会は、住民相互の交流をはじめ、ごみステーションや街路灯の管理、環境美化、防犯・防災に関する取組みなど、地域住民の安全・安心で住みよい暮らしを支える様々な活動を行っています。

特に近年は、地震や台風などの自然災害、子どもや高齢者が被害者となる事故・犯罪が多発しており、地域での支え合いや繋がり、見守りなどを担う地域コミュニティの重要性が高まっています。

一方で、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化等に伴い、町内会・自治会では、地域住民同士の繋がり希薄化、役員の高齢化や担い手不足などの課題を抱えており、加入率も年々減少傾向にあります。

今後もこうした状況が続いていくと、町内会・自治会の活動が停滞し、その存続自体が難しくなる例も増え、地域の活力が低下していくことが危惧されています。

こうした状況から、本市では、令和3年12月に設置した「室蘭市町内会・自治会活性化推進会議」での議論等を踏まえ、町内会・自治会、地域住民、事業者・団体、市がともに力を合わせて町内会・自治会の活性化を図るため、『室蘭市町内会・自治会活性化基本方針』を取りまとめました。

## 2 町内会・自治会の現状と課題

### (1) 社会情勢の変化

- ① 人口減少や少子高齢化が各地の人口動態に大きな影響を及ぼし、本市の人口は、昭和45年の16万2,059人をピークに減少が続いており、同様に高齢化率も上昇し、平成23年に30%を超えている。
- ② 昭和→平成→令和へと時代が移り、現代では単身世帯の増加、女性や高齢者の就業率の変化など、ライフスタイルの変化により地域コミュニティに関わる機会や時間が減少している。
- ③ 新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で、町内会などの地域活動においても「新しい生活様式」や「新北海道スタイル」に基づいた取組みが必要となる。

### (2) 本市の現状

- ① 本市における町内会・自治会の加入率は、昭和63年の94.5%をピークに減少が続いており、若者世代やアパート・マンション入居者等の町内会離れが進んでいる。
- ② 会員の高齢化や役員のなり手不足などにより担い手が固定化し、負担が増大している状況にある。
- ③ 長引くコロナ禍で町内会活動の中止・自粛を余儀なくされ、組織内のコミュニケーションや連携が不足し、以前のような活動の再開に不安の声もある。

### (3) 役割の多様化

- ① 過去に発生した地震・津波等の大規模災害や、近い将来、発生の可能性が高い日本海溝・千島海溝沿いの大規模地震等の災害リスクの高まりにより、自助・共助・公助の連携した防災力の向上や、町内会・自治会が防災・減災に果たす役割への期待が高まっている。
- ② 全国各地で子どもや高齢者が被害者となる事故・犯罪が相次いでおり、子どもや高齢者の見守りや居場所づくりなど、町内会・自治会のみが担う役割ではないものの、地域の安全安心に関する住民のニーズが高まっている。

## 課題

町内会・自治会は、現在も地域コミュニティにおいて中心的な役割を果たしているが、加入率の減少や会員の高齢化、担い手不足等により活動の継続性が低下するとともに、防災や高齢者・子どもの見守り・居場所づくりなど、変化する地域社会のニーズに対して十分に応えることが困難となり、地域の活力低下が危惧される。

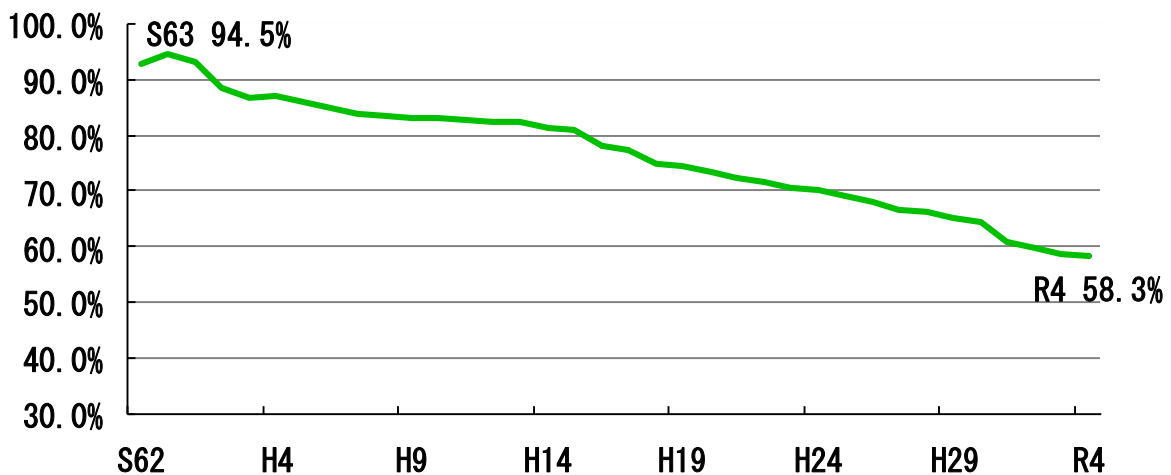
## <本市における町内会・自治会の現状>

### 1. 令和4年度の状況（4/1 現在）

町内会・自治会数	152
町内会連合会加盟数	116
地区連合町会数	15

市内全世帯数	44,280
町内会加入世帯数	25,829
町内会加入率	58.3%

### 2. 加入率の推移



### 3. 地区別加入状況（令和3年度）

地区	対象	全世帯数	加入世帯	加入率	<参考> 高齢化率
港南地区	絵鞆町～築地町	4,185	2,983	71.3%	42.6%
中央地区	緑町～入江町	3,586	2,399	66.9%	46.4%
蘭中地区	茶津町～御崎町	3,815	2,534	66.4%	47.2%
輪西地区	大沢町～仲町	2,130	1,162	54.6%	41.2%
東地区	東町～日の出町	6,048	2,924	48.3%	34.5%
中島地区	中島町～八丁平	10,355	5,662	54.7%	28.1%
東明地区	高砂町～天神町	6,347	3,115	49.1%	33.2%
本輪西地区	高平町～香川町	4,886	3,417	69.9%	45.9%
白鳥台地区	白鳥台～石川町	3,526	2,221	63.0%	50.7%
計		44,878	26,417	58.9%	38.0%

### 3 町内会・自治会のめざす姿

町内会・自治会の現状と課題を踏まえ、市、室蘭市町内会連合会（以下、市町連）、町内会・自治会、関係団体が共通認識を持って活性化を進めるために、次のとおり「町内会・自治会のめざす姿」を掲げます。

#### ① 地域全体が活動に参加・協力している

多くの地域住民が町内会・自治会に加入し、地域の事業所や団体等と連携・協力しながら活動に取り組む。

#### ② 安全・安心な住みよいまちづくりに取り組む

防災・防犯をはじめ、環境、教育、福祉といった生活上の重要な分野において、地域全体で活発な活動を展開し、安心安全で住みよい地域をつくる。

#### ③ 未来へ繋げる持続可能な組織づくり

多様な世代の地域住民の参加や他団体の連携・協力等により、将来的にも持続可能な運営体制を整える。

## 4 基本方針と取組みの方向性

町内会・自治会のめざす姿の実現に向けて、4つの基本方針と11項目の取組みの方向性を設定し、本市の実態に即した具体的な取組みを推進します。

基本方針	取組みの方向性
1. 参加しやすい環境づくり	(1) 活動の見える化・透明化
	(2) 関心を高める取組み（普及啓発・教育）
	(3) 町内会・自治会の意義や重要性の理解促進
2. 活動を支える担い手の確保・育成	(1) 新たな担い手の発掘・育成への支援
	(2) 運営事務の標準化と負担軽減
3. 地域課題に対応した活動の充実	(1) 防災・減災、子どもや高齢者の見守り活動の充実
	(2) デジタルを活用した活動の促進
	(3) コロナ禍における活動の支援
4. 将来を見据えた持続可能な組織づくり	(1) 多様な団体との連携・交流の促進
	(2) 他町内会・自治会との連携や合併の際の支援
	(3) 町内会・自治会の活性化に向けた条例制定の検討

## 5 重点項目

基本方針の推進にあたり、室蘭市町内会・自治会活性化推進会議の中で多くの意見があった次の3点を重点項目として設定し、今後の取組みを進めていきます。

### (1) 地域における各種団体との連携・交流

会員数の減少や役員のなり手不足が課題となる中で、地域コミュニティの活性化を図るには、地域を支える各種団体と連携した取組みが重要となり、様々な交流を通して、新たな担い手の発掘にも繋がります。

令和4年6月に本市が実施した町内会・自治会に関するアンケート調査では、6割以上の町内会・自治会が、PTAや市民活動団体などの他団体との連携強化が必要と考えています。

こうしたことから、今後もコミュニティ・スクール等を通じた連携強化の取組みを進めるほか、町内会・自治会と市民活動団体等との連携支援、支援団体の育成等の取組みが必要です。

### (2) 防災・防犯活動等における町内会・自治会の必要性の情報発信

大きな災害が起きたとき、個人や家族の力だけでは対応できない場合もあり、行政による支援も、人的、時間的な限界があることから、町内会・自治会による地域防災活動の重要性が高まっています。

また、防災だけではなく、防犯やより良い環境、子どもや高齢者が安心して暮らせる地域づくりのため、様々な課題について地域が一体となって取り組んでいく必要があり、地域の中での連携や絆、顔の見える組織づくりがますます重要となります。

昨今、町内会・自治会の活動に関心を持たない人も増えていますが、本市への転入者や未加入者に対しては、こうした活動や必要性を理解してもらえよう、多様な方法で情報発信する必要があります。

### (3) 若い世代を巻き込んだ取組みの充実と加入促進

若い世代の町内会離れの要因として、仕事や子育て等で参加時間がとれないことのほかに、参加のきっかけがなかったり、活動自体を知らない場合もあり、中には、行政がやってくれるから自分たちがやる必要はないと考えている住民もいます。

町内会・自治会への加入や参加を促すためには、まずは存在を知ってもらう、関心を持ってもらう、理解してもらうことから始める必要があります。

そのため、市内の各学校とも連携しながら、保護者や学生等への啓発を進めていくほか、町内会活動のデジタル化の推進など、若い世代が参加しやすい環境作りも進めます。

また、市内には、地域のお祭りや焼き芋大会などで、子どもと親、若い世代と一緒に参加して楽しめる行事を行うなどして、加入や参加に繋げている町内会・自治会もあることから、こうした取組みを全市的に広げていくことも重要です。



## 6 具体的な取組み

### 基本方針1. 参加しやすい環境づくり

#### (1) 活動の見える化・透明化

##### ① ホームページや広報等を活用した活動PRの充実 [市、市町連、町内会]

- 市及び市町連は、ホームページやSNS（Twitter、Line等）、広報紙等により町内会活動に関する情報発信を積極的に行う。
- 町内会・自治会は、会報誌やホームページの作成等により活動状況のPRに努める。

##### ② 資料の回覧、勧誘時の配付 [町内会]

- 町内会・自治会は、毎年度の事業計画・実績報告、予算・決算等の資料を会員世帯への回覧等により運営状況を公開し、透明性の確保に努める。また、転入世帯等に対して加入を勧誘する際にも、同様に資料を配付して活動への理解促進に努める。

#### (2) 関心を高める取組み（普及啓発・教育）

##### ① コミュニティFM等を活用した活動PR、参加促進 [市、市町連、町内会]

- 市及び市町連は、報道機関に対して、町内会・自治会が行う各種活動の取材や報道・情報発信への協力を要請する。
- 町内会・自治会は、コミュニティFMをはじめ報道機関を積極的に活用してイベント等のPRや参加促進に努める。

##### ② 小中学校を通じた啓発、参加促進 [市、市町連、教育委員会、学校]

- 市及び市町連は、教育委員会や学校と連携しながら、保護者へのチラシ配布等により町内会活動に対する啓発や参加促進を行う。また、町内会運営体験イベントや子どもサミットなど、子どもや保護者を巻き込んだ啓発イベントの開催等を検討する。

##### ③ 学生や若者と町内会役員との座談会 [市、市町連、学校]

- 市及び市町連は、市内の各種学校と連携しながら、町内会活動に関する若者世代との意見交換の場として座談会等の開催を検討する。

#### (3) 町内会・自治会の意義や重要性の理解促進

##### ① ホームページや広報、報道等を通じた啓発 [市、市町連]

- 市と市町連は、ホームページや広報紙、報道機関への情報提供等あらゆる手段を活用した啓発の取組みを行い、広く市民や事業者、関係団体等への理解促進に努める。

##### ② 加入促進マニュアルの充実 [市、市町連]

- 市と市町連は、従来より作成・配布している加入促進マニュアルの内容の充実に努め、町内会・自治会への加入や活動への参加を呼びかける。

## 基本方針2. 活動を支える担い手の確保・育成

### (1) 新たな担い手の発掘・育成への支援

#### ① 行政や企業の退職者への参加啓発 [市、市町連、事業者]

- 市及び市町連は、ホームページやSNS（Twitter、Line等）の活用、チラシの配布等により市内の行政機関や企業の退職者に対して、町内会活動への積極的な参加や役員就任についての啓発を行う。
- 市内の行政機関や企業では、退職セミナー等での働きかけやチラシの配布等により協力を努める。

#### ② 女性が参加しやすい環境づくり、女性目線の意見の反映 [市、市町連、町内会]

- 市は、毎年実施している女性会員懇談会等の機会を通じて、女性会員の意見の把握と反映に努める。
- 市町連は、事業計画の中で「町内会への女性役員の参画・推進」を重点項目に掲げて研修会等を開催する。また、市町連組織への女性役員の登用に努める。
- 町内会・自治会は、女性が参加しやすい環境づくりと女性人材の育成に努める。

#### ③ 市職員の研修 [市]

- 市は、職員研修等により町内会活動への積極的な参加を促していく。

### (2) 運営事務の標準化と負担軽減

#### ① 運営ガイドブックの充実 [市、市町連]

- 市と市町連は、従来より作成・配布している運営ガイドブックの内容の充実に努め、運営事務の標準化や負担軽減に努める。

#### ② 各世代に応じた役割分担、業務の細分化・分業化の促進 [町内会]

- 町内会は、若者や子育て世帯、共働き世帯、退職者など各世代が活動に参加しやすいよう、世代に応じた役割分担や業務の細分化・分業化の促進に努める。

#### ③ 市からのお知らせ、依頼文書の見直し [市]

- 市は、従来より行っている回覧文書の精選に加え、高齢者の方にも分かりやすく簡潔な依頼文書の作成に努める。

#### ④ 学校区単位等で町内会事務を担う人材配置の検討 [市、市町連、町内会]

- 市は、市町連や町内会と連携しながら、人材不足が深刻となっている地域に対して、連合町会や学校区単位で町内会の会計事務等を担う人材の配置する仕組みの検討を進める。

## 基本方針3. 地域課題に対応した活動の充実

### (1) 防災・減災、高齢者や子どもの見守り活動の充実

#### ① 自主防災組織の設立及び活動の推進〔市、市町連、町内会〕

- 市及び市町連は、町内会及び地区連合町会単位による自主防災組織の設立を推進し、激甚化・頻発化する災害に備え、相互に協力し、助け合う体制の構築に努める。  
また、市は防災活動に必要な資機材等購入の補助や防災活動に係る地域の取組みを支援し、地域防災力の向上を図る。
- 町内会・自治会及び自主防災組織は、市と連携しながら、平常時の防災訓練や防災知識の普及啓発、災害時の避難誘導や情報収集・伝達等、自主防災活動に対する理解促進や防災活動の強化・充実に努める。

#### ② 子どもを守る安全活動団体の設立及び活動の推進〔市、市町連、町内会〕

- 市及び市町連は、地区連合町会による安全活動団体の設立を推進し、パトロール活動に必要な物品購入や情報交換会の開催等により活動を支援する。
- 町内会・自治会は、市や教育委員会、学校と連携しながら、登下校時のパトロール活動や各種啓発活動等により、事故や犯罪のない安全・安心な地域づくりを進める。

#### ③ 地域サロン（住民交流の場）の普及〔町内会、事業者〕

- 町内会・自治会は、地域間交流の場として地域サロンの運営等により、高齢者の状況把握や見守り環境の整備を進める。
- 室蘭市社会福祉協議会は、地域サロン立上げの相談や費用の助成、レクリエーショングッズの貸し出し、各種の情報提供等により地域サロンの普及を進める。

### (2) デジタルを活用した活動の促進

#### ① 高齢者等を対象としたスマホ教室の開催〔市〕

- 市は、行政からのお知らせや町内会活動に関するデジタルの情報がより多くの住民に共有されるよう、高齢者等を対象としたスマホ教室の開催を推進する。

#### ② デジタル化推進モデル事業（デジタル回覧板等）の実施〔市〕

- 市は、町内会活動においても情報共有や会議等でデジタル化の必要性が高まっている状況を踏まえ、希望のあった町内会・自治会でデジタル回覧板の導入等を進める「デジタル化推進モデル事業」の継続を検討する。

#### ③ 支援団体の育成〔市〕

- 市は、今後、町内会活動のデジタル化をサポートする支援団体等の育成を検討する。

### (3) コロナ禍における活動の支援

#### ① 地域ニーズの把握（意見交換会、アンケート）〔市〕

- 市は、コロナ禍における町内会活動の影響や地域ニーズの変化等を把握し、今後の活動再開や新たな活動の展開等を支援するために、地域との意見交換や市民アンケートの実施等を検討する。

#### ② 活動事例集の作成〔市〕

- 市は、コロナ禍の影響で活動が再開できないなどの不安を抱える町内会・自治会を支援するために、様々な工夫をしながら取り組まれている市内外の町内会・自治会の活動事例集の作成を進める。

## 基本方針4. 将来を見据えた持続可能な組織づくり

### (1) 多様な団体との連携・交流の促進

#### ① 不動産関連団体等と連携したPR [市、市町連、事業者]

- 市、市町連及び宅建協会室蘭支部は、平成28年6月に締結した町内会・自治会への加入促進に関する三者協定に基づき、アパート・マンション居住者に対する町内会活動のPRや加入の働きかけを促進する。

#### ② コミュニティ・スクール等を通じた各団体との連携

[市、市町連、町内会]

- 市及び市町連は、教育委員会や学校等の関係機関と連携しながら、コミュニティ・スクール等の各種取組みを通じて、多様な団体との連携を強化して地域課題の解決に取り組む、協働による地域づくりを推進する。
- 町内会・自治会は、各種取組みを通じて各団体との連携・交流を深め、必要な時には互いに支えあうなどして、地域コミュニティの活性化に努める。

#### ③ 町内会・自治会と市民活動団体等との連携支援 [市]

- 市は、町内会・自治会と市民活動団体等がそれぞれの活動を行う中で、「こんなことを協力してほしい」、「一緒に活動したらもっと何か出来る」等の需要と供給を把握して、連携を支援する取組みの検討を進める。

### (2) 他町内会・自治会との連携や合併の際の支援

#### ① 市や市町連の相談支援機能 [市、市町連]

- 市と市町連は、将来に向けて町内会・自治会活動を維持・充実するために、他の町内会・自治会との連携や合併などに関して積極的に相談に応じ、必要な支援を行う。

### (3) 町内会・自治会の活性化に向けた条例制定の検討

#### ① 地域との意見交換、アンケート等の実施 [市]

- 市は、町内会に関する条例制定に対する市町連の要望や町内会・自治会活性化推進会議での議論等を踏まえ、今後、地域との意見交換や市民アンケートの実施等により住民の意見の把握し、活性化に向けて更なる取組みを進めていく。

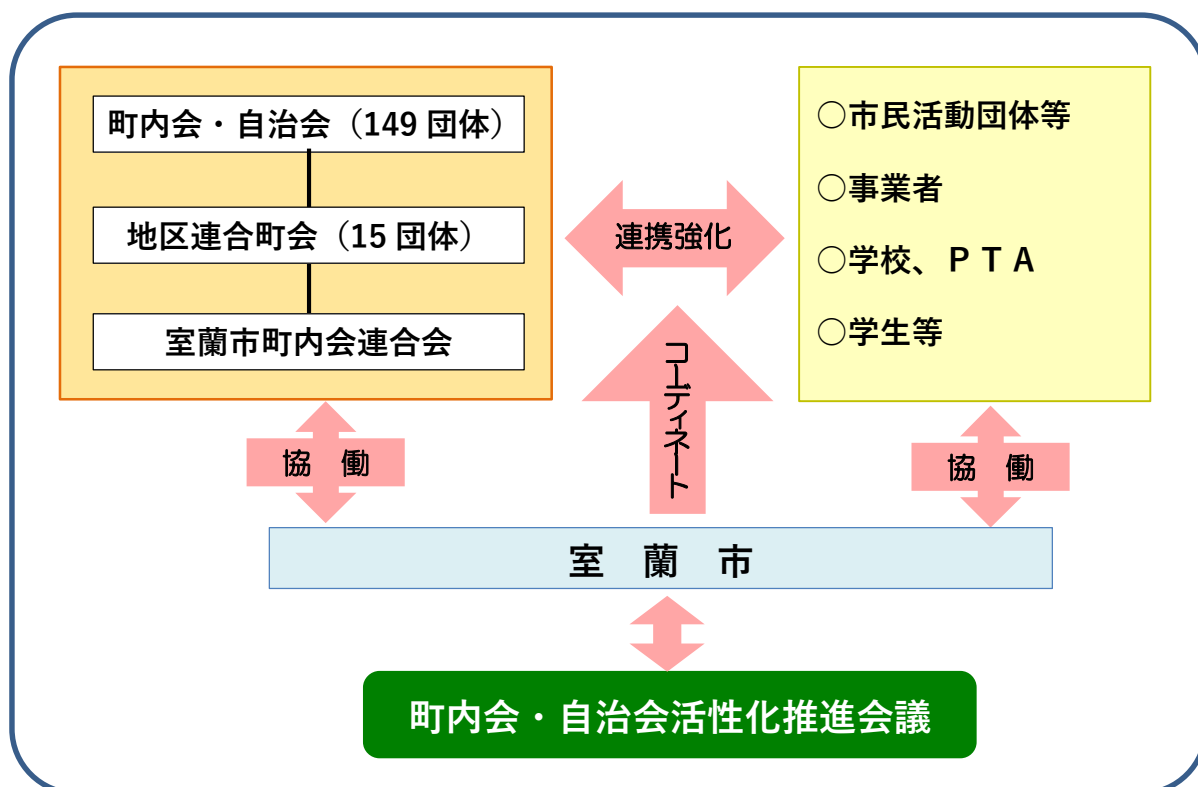
## 7 取組みの推進

### (1) 取組みの推進体制

市は、町内会・自治会、関係団体等との協働により、各種取組みを進めていきます。  
また、町内会・自治会と関係団体等との連携が強化されるようコーディネート（調和・調整）に努めます。

### (2) 取組みの検証と新たな施策の検討

町内会・自治会の活性化に向けた方策の検討や本方針の策定等を目的に設置した「室蘭市町内会・自治会活性化推進会議」を存続し、今後は、本方針に基づく取組みの検証や新たな施策の検討等を行っていきます。



## 8 資料

### ① 室蘭市町内会・自治会活性化推進会議 委員名簿

区分	団体名	氏名
町会関係	室蘭市町内会連合会 副会長	森川 卓也
	// 副会長	小林 秀光
	// 常任理事	田村 博文
	// 理事	坂本 俊夫
	// 天神町会会長	黒川 多美子
企業関係	室蘭商工会議所 専務理事	山田 一正
	一般社団法人登別室蘭青年会議所 副理事長	福澤 弘之
	連合北海道室蘭地区連合会 会長	日西 和広
	公益社団法人北海道宅地建物取引業協会室蘭支部 運営委員	杉山 健
まちづくり関係	室蘭まちづくり放送株式会社 パーソナリティ	井川 康子
	室蘭市市民活動センター センター長	三木 真由美
	室蘭市女性団体連絡協議会 副会長	赤石 容子
福祉関係	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会 事務局次長	小島 雅彦
教育関係	室蘭市PTA連合会 委員	坂本 瑞穂
	// 委員	水落 徳代
市民公募	市民公募	塩越 裕美子
	//	小澤 悠
	//	島 司
行政関係	室蘭市 総務部 広報課長	佐藤 靖雄
	// 総務部 防災対策課長	武田 学
	// 生活環境部 環境課主幹	田所 和久
	// 都市建設部 都市政策推進課長	稲場 英憲

## ② 室蘭市町内会・自治会活性化推進会議 会議内容

回	開催年月日	議題
1	令和4年 4月28日(木)	(1) 町内会・自治会の現状と課題、活動の支援 (2) 他都市の取組み (3) 今後の会議の進め方
2	7月14日(木)	(1) 町内会・自治会の現状と活性化に必要な取組みについて (2) 町内会・自治会活動のデジタル化について (3) 町内会・自治会活動における男女平等参画の推進について
3	10月20日(木)	(1) アパート・マンションにおけるコミュニティ活性化について (2) 地域コミュニティを支える取組の広がりについて (3) 条例制定等による活性化の取組みについて
4	令和5年 2月13日(月)	(1) 防犯・防災の取組みについて (2) 室蘭市町内会・自治会活性化基本方針(仮)骨子案
5	3月24日(金)	(1) 室蘭市町内会・自治会活性化基本方針(案) (2) 室蘭市町内会・自治会活性化推進会議の継続と今後の活動について



### ③ 室蘭市町内会・自治会活性化推進会議 設置要綱

(設置)

第1条 本市における町内会・自治会の活性化に向けた方策について、必要な事項を検討するとともに、広く関係者の意見を反映させるため、室蘭市町内会・自治会活性化推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、委員25人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 町会関係者
- (2) 企業関係者
- (3) まちづくり関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 行政関係者
- (7) 市民公募
- (8) その他市長が必要と認める者

3 会議において必要があるときは、委員以外の者を出席させ、説明もしくは意見を聞くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 会議に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 会議は、座長が議事を進行する。

4 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開する。

2 会議の議事録は、後日、市ホームページ上で公開する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、生活環境部地域生活課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。



---

室蘭市町内会・自治会活性化基本方針  
令和5年3月

発行／室蘭市（生活環境部 地域生活課）  
〒051-8511 室蘭市幸町1番2号  
電話：0143-25-2223

---